

## 埼玉県社会福祉大会会長表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県社会福祉大会において、社会福祉事業功労者等に対し、大会会長が表彰することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の方法)

第2条 表彰は、次の区分によって、大会会長の表彰状又は感謝状を贈呈して、これを行う。

- (1) 第3条第1号から第10号の該当者に対しては表彰状
  - (2) 第3条第11号の該当者に対しては感謝状
- 2 表彰状又は感謝状の贈呈にあたっては、記念品を併せ贈るものとする。

(表彰の対象)

第3条 表彰の対象は、次のとおりとし、現に埼玉県内で従事又は活動しているものとする。

- (1) 民生委員・児童委員
- (2) 社会福祉事業施設役員等及び社会福祉団体関係役員等
- (3) 社会福祉事業施設職員及び社会福祉団体関係者又は社会福祉事業従事者
- (4) 介護老人保健施設職員
- (5) 社会福祉協議会役員等
- (6) 社会福祉協議会職員
- (7) 保護司
- (8) ボランティア（団体を含む）
- (9) 優良社会福祉協議会
- (10) 社会貢献活動実践企業
- (11) 社会福祉活動協助者（団体を含む）

(表彰の範囲及び資格)

第4条 表彰の範囲及び資格基準は次のとおりとし、すでに同種の本大会会長表彰を受けたものは除くものとする。ただし、前条第11号に規定する表彰についてはこの限りではない。

- (1) 民生委員・児童委員  
現に民生委員・児童委員であって、その在職期間が11年以上（在職期間が中断されている場合は、その期間を除き、通算するものとする）で、功績顕著な者。ただし、特に功績抜群と認められる者については、在職期間の条件を9年以上に緩和することができる。
- (2) 社会福祉事業施設役員等及び社会福祉団体関係役員等  
現に施設役員等及び社会福祉団体関係役員等であって、その在職期間が15年以上（在職期間が中断されている場合は、その期間を除き、通算するものとする）で、功績顕著な者。ただし、功績抜群と認められる者については、在職期間の条件を問わない。
- (3) 社会福祉事業施設職員及び社会福祉団体関係者又は社会福祉事業従事者  
現に施設職員、社会福祉団体関係者、又は社会福祉事業従事者であって、その在職期間が15年以上（在職期間が中断されている場合は、その期間を除き、通算するものとする）で、功績顕著な者。ただし、功績抜群と認められる者については、在職期間の条件を13年以上に緩和することができる。

- (4) 介護老人保健施設職員  
現に介護老人保健施設職員であって、その在職期間が15年以上（在職期間が中断されている場合は、その期間を除き、通算するものとする）で、功績顕著な者。ただし、功績抜群と認められる者については、在職期間の条件を13年以上に緩和することができる。
- (5) 社会福祉協議会役員等  
現に社会福祉協議会の役員等であって、その在職期間が15年以上で、功績顕著な者。ただし、特に功績抜群と認められる者については、在職期間の条件を問わない。
- (6) 社会福祉協議会職員  
現に社会福祉協議会の職員であって、その在職期間が15年以上で、功績顕著な者。ただし、特に功績抜群と認められる者については、在職期間の条件を13年以上に緩和することができる。
- (7) 保護司  
現に保護司であって、その在職期間が10年以上で、特に社会福祉活動に積極的に協力し、その功績が顕著な者。
- (8) ボランティア（団体を含む）  
現に社会福祉事業のボランティアあるいは住民参加型在宅福祉サービスの協力者として10年以上（指導者は8年以上）、又はボランティア団体あるいは住民参加型在宅福祉サービス団体として8年以上にわたり、率先して活動を行い、その功績が顕著なもの。
- (9) 優良社会福祉協議会  
住民組織としての活動が優秀で、他地区の模範に足ると認められる市町村社会福祉協議会。
- (10) 社会貢献活動実践企業  
現に社会の課題解決を図るための自発的、積極的な活動を3年以上にわたり展開する企業であって、その功績が顕著なもの。
- (11) 社会福祉活動協助者（団体を含む）  
社会福祉事業に理解と熱意を有する個人又は団体で、社会福祉施設・団体、社会福祉協議会に対し、金品等の寄贈あるいは協力を行い、その功績が顕著なもの。

（受賞候補者の推薦）

- 第5条 市町村社会福祉協議会会長は、第4条第1号から第6号及び第8号から第11号までの規定に該当するものがあるときは、別に定める推薦書を作成し、埼玉県社会福祉協議会会長に提出するものとする。
- 2 社会福祉事業施設、介護老人保健施設及び社会福祉団体の長は、当該施設・団体において第4条第2号から第4号、第8号及び第10号から第11号の規定に該当するものがあるときは、別に定める推薦書により推薦するものとする。
  - 3 県社会福祉協議会会長は、第4条第5号及び第6号、第9号から第11号に係る候補者を、別に定める推薦書により推薦できるものとする。
  - 4 第4条第7号に係る候補者については、埼玉県保護司会連合会会長が別に定める推薦書により推薦するものとする。
  - 5 県社会福祉協議会評議員経済関連団体は、第4条第10号に係る候補者を別に定める推薦書により推薦できるものとする。
  - 6 第1項の規定にかかわらず、第4条第1号から第6号及び第9号から第11号については、市町村長においても推薦できるものとする。ただし、推薦にあたっては、市町村社会福祉協議会会長と十分調整を行うものとする。

(表彰選考委員会)

第6条 この要綱に基づく表彰を受けるものを選考するため、必要に応じて埼玉県社会福祉協議会に表彰選考委員会を置くことができる。

(委任)

第7条 この要綱の施行に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和62年7月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年7月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年7月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年2月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年6月5日から施行する。